

令和元年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第1号

令和元年9月18日（水）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	残間俊典君	参事(特命担当)	千葉伸吾君
総務課長	浅野辰夫君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	伊藤義継君	税務課長	武藤弘子君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	地域整備課長	三浦光君
会計管理者	遠藤努君	学校教育課長	斎藤雅彦君
社会教育課長	菅野直人君	代表監査委員	零石頭君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第1号

令和元年9月18日（水曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 町長の行政報告
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2 号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3 8 号 消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 9 号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 0 号 大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 大郷町保育園条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 8 号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 9 号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 5 0 号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 5 1 号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 5 2 号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 5 3 号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 3 議案第 5 4 号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 町長の行政報告
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2 号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3 8 号 消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 9 号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 0 号 大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 大郷町保育園条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 8 号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 9 号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 5 0 号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第20 議案第51号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第53号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第54号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回大郷町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、各種議案の審議とともに、平成30年度の決算を審議する重要な会議であります。提案されたそれぞれの議案については、後刻町長より詳細に説明されることと思っております。

議員各位におかれましては、議会の使命を十分理解し、町民の代表機関としての機能を発揮するため、綿密周到な審議により十二分に検討を加え、民意を正確に政策に反映させ、バランスのとれた適正にして妥当な議決に達せられるよう念願するものであります。

暦の上では中秋の候を迎え、朝晩めっきり涼しさが感じられるようになりましたが、皆様にはひとしお御自愛をいただき、本会議の審議に御精励くださることをお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番赤間茂幸議員及び4番大友三男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月4日までの17日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月4日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告にかえさせていただきます。

日程第4 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、町長の行政報告をいただきます。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

行政報告をいたします。

令和元年第3回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄何かと御多用の中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

初めに、8月末、九州北部を中心に発生した豪雨災害、そして9月9日、関東地方に上陸した台風15号災で犠牲となられた方々や被災された多くの皆様に対し、この場をお借りして謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本町には幸い台風などの直接的な影響はなく、安堵しているところがあります。収穫の秋を間近に控え、ふるさとの田園風景も黄金色に変わってまいりました。これから先の平穏な天気をお祈りし、五穀豊穡を期待したいと思います。

それでは、6月の第2回定例会以降の行政報告を申し上げます。

地区懇談会においては、6月18日から21日にかけて町内4カ所で開催し、昨年度の事業報告と新年度の事業計画を説明いたしました。懇談会で出された町民の皆様からの御意見、御要望については、今後のまちづくりを生かしてまいりたいと思います。

大郷町はことし合併65周年・町制施行60周年の節目の年ということで各種記念事業を計画しており、その第一弾として6月30日にラジオ体操・みんなの体操会を開催いたしました。あいにくの天気となりフラップ

大郷21で開催いたしました、子供から大人まで、町内外から1,000名近い皆さんに御参加をいただき、大郷町の元気を世界各地に発信することができました。

7月1日には、フラップ大郷21において建町記念式典を挙行し、議員各位を初め、多数の御来賓や町政関係者の出席のもと、長年、町政に貢献された個人や団体に対して表彰状や感謝状の贈呈を行いました。式典には本町の未来を担う子供たちもふるさとの歴史を学ばせるために大郷中学校の全校生徒に参加をしてもらいました。式典終了後に開催した陸上自衛隊東北方面音楽隊による記念演奏会には、一般町民の方々にも多数御来場いただき、音楽隊の迫力ある生の演奏を楽しんでいただきました。また、大郷町の現在の姿や主要施設など、写真を中心にわかりやすく紹介した町政要覧の新装版を発行し、町内全世帯に配布いたしました。

8月3日のおおさと夏まつりは、厳しい暑さの中の開催となりましたが、町内外から大勢の方々に御来場いただき、道の駅西側駐車場を使った各種イベントの効果もあり、これまでにない盛り上がりを見せた夏祭りとなりました。改めて実行委員会や関係者の方々、協賛金や募金をいただきました企業や町民の皆様にご協力いただき、この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

昨日、17日には、劇団わらび座のミュージカル「ジパング青春記」を町文化会館で上演し、小学校5・6年生と中学校の全校生徒が観劇し、大郷町にゆかりのある支倉常長公を題材にした本物の舞台芸術を堪能したところであります。

次に、移住定住対策に関しては、8月26日、譲渡型賃貸住宅を手がける不動産会社、XXXXXXXXXXと包括連携協定を締結いたしました。自治体としてはこれまでに例のない官民連携により、譲渡型賃貸住宅を活用し、職業と住宅を同時に提供する取り組みを開始したところであります。「自然豊かな地方で暮らしたい」「マイホームを持ちたい」という夢をかなえる場所として、ひとり暮らしの方も大郷町を選択していただけるような、人口減少に悩む自治体のモデルとなる事業にしていきたいと思います。

産業の振興については、大郷町割り増し商品券発行事業として、くろかわ商工会で7月1日からおおさとマル得商品券を販売し、多くの町民の方々に御利用いただいているところであります。また、道の駅おおさとについては、昨年11月にリニューアルオープンし、大幅な売上、客数の上昇を見たところでありますが、現在も同水準を維持していると

ころであります。今後は、第三セクターのあり方、組織形態など、抜本的な改革の有無や新たな商品開発、販売促進、イベントなどの開催により、地域活性化の拠点、にぎわいの場としての役割を発揮することを期待しているところであります。

生活環境基盤の整備に関しましては、生活道路鶴野線の用地契約が完了いたしましたので、今後町道改良工事に着手してまいります。

上下水道事業については、おおさと夏まつりにおいて上下水道フェアを開催し、上下水道の普及促進の啓蒙を図ったところでございます。また、大松沢地区の石綿セメント管更新工事を発注しており、有収率の向上と安定的な給水につなげていきたいと考えているところであります。

計画戸数32戸の公営住宅高崎団地については、平成30年度に16戸、令和元年度に3戸が完成し、7月より順次、既存公営住宅からの住みかえを行っているところであります。また、本年度は、残り13戸のうち7戸について、8月に建設工事を着手し、年度内の完成を予定しており、あわせて新規入居者の募集も行っているところであります。

保健福祉課に関しては、一昨日の16日に、今年度の大郷町敬老会をフラップ大郷21で開催、町内の多くの敬老者の御出席をいただき、楽しいひとときを過ごしていただきました。また、敬老会出席者の有無にかかわらず、今年度から対象者全員に記念品を差し上げ、長寿をお祝いいたしました。

子育て支援については、本町では平成30年度から幼稚園、小中学校の給食費、保育園の主食費の無償化を実施しておりますが、10月1日からスタートする幼児教育・保育の無償化制度により、保護者負担として残る保育園3歳児以上のおかずなどの副食費についても、本町の負担により無償化することとし、関係する補正予算を今定例会に提案するものがございます。幼保連携型認定こども園の名称に関しては、本町と運営法人が協議し、「すくすくゆめの郷こども園」と決定したところであります。令和2年4月の開園に向けて、宮城県への認可申請などを進めるとともに、幼児用トイレの増設工事など、施設環境の整備を図りながらスムーズな移行に向けて努力してまいり所存であります。

学校教育関係では、3月末に発注した小中学校の空調機設置工事について、2学期からエアコンの稼働を開始しており、学習環境の改善が図られたものと思います。

次に、今議会に提案いたします議案の概要を申し上げます。

報告関係では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、

平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率の2件を報告いたします。人事関係では、人権擁護委員の推薦についての諮問、教育委員の任命についての同意の2件を上程いたします。条例制定では、消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を提案いたします。条例改正では、国の幼児教育・保育の無償化に伴う大郷町立幼稚園保育料等徴収条例、大郷町保育園条例の一部改正など、計7件について上程いたします。また、平成30年度各種会計の決算認定9件、令和元年度の各種会計補正予算9件を御提案申し上げます。

詳細につきましては、後刻担当課長より説明させていただきますので、御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、過日行われました町議会議員の立候補者の皆さんの掲げました選挙公約を拝読させていただきました。お一人おひとりの誇るべき公約の実現に向けて、私、為政者としての覚悟を改めて固めたところでございます。令和新時代の大郷町をつくるのはほかの誰でもございません。我々自身がつくらなければなりません。当町の現下の財政状況はどちらかといえば硬直化し、柔軟性のない財政体質であり、今後は自治体であっても、これまで民間企業が築いてきた組織、マネジメントのノウハウをさまざまな工夫を施しながら活用し、自治体の新たな組織運営手法として構築していくことは重要なことだと考えております。公約実現には財政が伴うものとそうでないものがございますが、ほとんどが財政を必要とするものでございます。今後、公民連携により地域の稼ぐ力を強化し、人口減少を強みに転換するため、誘致企業の雇用と従業員の住宅をセットで提供する譲渡型賃貸住宅を活用した地方創生に関する包括連携を促進しながら、地域経済の活性化を実現することを目的に開始したところでございます。財政健全化に向け、議員の皆さんはじめ、町民各位とともに知恵を出し合い、前向きに、さらに前向きに取り組んでまいり所存であります。御理解の上、よろしく御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

下記の者を人権擁護委員の候補者としていたいのので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 大郷町川内字上田布施前10番地の1

大 黒 秀 一

生年月日 昭和26年4月24日

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

次ページに経歴書がございますが、御参照賜りお認めをいただきますようお願い申し上げます、提案といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番佐藤千加雄議員、8番石川壽和議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。佐藤千加雄議員及び石川壽和議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

賛成 13票

反対 0票

以上のおおり、賛成全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第6 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて

議長（石川良彦君） 日程第6、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町不来内字内畑20番地の1

氏 名 及 川 明 美

生年月日 昭和52年8月9日

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

次ページの経歴書を御参照いただき、同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番和賀直義議員、10番高橋重信議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。和賀直義議員及び高橋重信議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告します。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第7	議案第38号	消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第8	議案第39号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第40号	大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
日程第10	議案第41号	大郷町保育園条例の一部改正について
日程第11	議案第42号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12	議案第43号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第44号	大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
日程第14	議案第45号	大郷町上水道事業給水条例の一部改正について

て

- 日程第15 議案第46号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第47号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第48号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第49号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第50号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第51号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第52号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第53号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第54号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(石川良彦君) 日程第7、議案第38号 消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第8、議案第39号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第40号 大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について、日程第10、議案第41号 大郷町保育園条例の一部改正について、日程第11、議案第42号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、日程第13、議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について、日程第14、議案第45号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について、日程第15、議案第46号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第2号)、日程第16、議案第47号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第17、議案第48号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第18、議案第49号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第19、議案第50号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第20、議案第51号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第21、議案第52号

令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第53号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第54号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第38号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第38号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

議案第38号 消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

次ページをお開きください。

概要につきまして御説明をいたします。

今回の条例の制定につきましては、10月1日から消費税の税率が改正されることに伴いまして、関係条例8条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例ですが、行政財産のうち建物の目的外使用に係る使用料について、建物中太陽光発電設備並びにその他に係るものについて改正するものでございます。

第2条、大郷町運動公園の設置及び管理に関する条例ですが、大郷町自由広場の電気コンセントの使用料について改正するものでございます。また、条項中の文言を整理するものでございます。

第3条、大郷町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例ですが、ふれあいセンター21の多目的ホール等の使用料について改正するものでございます。

第4条、大郷町道路占用料条例ですが、道路占用料については現在非課税となっておりますが、占用期間が1カ月未満の取り扱いについては課税対象となっております、改正するものでございます。

第5条、大郷町立公園の設置及び管理に関する条例ですが、郷郷ランドの野外ステージ電気設備使用料について改正するものでございます。

第6条、大郷町下水道条例ですが、公共下水道の使用料について改正

するものでございます。

次ページをお開き願います。

第7条、大郷町農業集落排水事業条例ですが、農業集落排水事業の使用料について改正するものでございます。

第8条、大郷町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例ですが、戸別合併処理浄化槽の使用料について、人槽区分ごとの月額使用料並びに一日当たりの使用料について改正するものでございます。

附則としまして、第1項、施行期日は令和元年10月1日とします。

経過措置としまして、第2項、この附則に別の定めがあるものを除き、この条例の施行日前に許可又は承認を受けた使用、占用に係る使用料、占用料については、なお従前の例による。

第3項、第1条の規定による改正後の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

次ページをお開きください。

第4項、第5項は、下水道並びに農業集落排水事業について、施行日前から継続して使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて額が確定する使用料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議案第38号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第38号について説明を終わります。

次に、議案第39号、議案第41号及び議案第42号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第39号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

議案第39号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

大郷町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和53年大郷町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

今回の条例改正は、住民基本台帳施行令の一部を改正する政令が令和

元年11月5日から施行されることに伴い、大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙について御説明申し上げます。

第2条は、政令の施行に合わせて改正されます印鑑登録証明事務処理要領に準拠した形で文言の表現を改めるものでございます。

第3条、第5条、第13条、第14条につきましては、第2条と同様に、要領に準拠した表現に改めるもののほか、氏名の次に旧氏を加えるものでございます。現代社会におきまして、旧姓を使用しながら活躍する女性が増加していることから、住民票やマイナンバーカード、印鑑証明に旧姓の記載を可能とすることにより、さまざまな場面で旧姓を使用しやすくし、女性の活躍の推進を図るためのものでございます。

附則といたしまして、政令の施行日に合わせ、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上、議案第39号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第41号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

18ページをお開きください。

議案第41号 大郷町保育園条例の一部改正について

大郷町保育園条例（平成14年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

今回の条例改正は、令和元年5月10日に幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、大郷町保育園条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

第5条において規定する保育料につきまして、幼児教育・保育の無償化制度に合わせ、3歳に達しない乳幼児からのみ保育料を徴収するものとし、3歳以上の幼児に係る保育料については無料とするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を制度の実施日であります令和元年10月1日とし、経過措置として10月分の保育料から適用するものとし、9月分については、なお従前のおりとするものでございます。

以上、議案第41号につきまして提案理由の御説明といたします。

続きまして、議案第42号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

20ページをお開きください。

議案第42号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長

今回の条例改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生省令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

放課後児童クラブにおきましては、配置が義務づけられている放課後児童支援員の条件につきまして、第10条において、各種の有資格者のうち都道府県知事が行う研修を修了した者と定められておりますが、仙台市などの政令指定都市の長が行う研修修了者を加えることによりまして、研修の需要に適切に対応できるよう改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、議案第42号につきまして提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第39号、議案第41号及び議案第42号について説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時55分 休 憩

午 前 11時05分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号について説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それでは、議案第40号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

16ページをお開きください。

議案第40号 大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
大郷町立幼稚園保育料等徴収条例（平成14年大郷町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

今回の条例改正は、令和元年5月10日に幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、幼稚園における保育料及び預かり保育料を無償化し、緊急一時預かり保育料に関する規定整備を行うため、大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正するものです。

次ページの別紙にて説明申し上げます。

1条につきましては、略称となる文言を削除するものでございます。

2条につきましては、全文を改正し、保育料と預かり保育料を無償とし、緊急一時預かり保育料に関して規定するものです。

第3条以降につきましては、緊急一時預かり保育料に関する文言の整理を行うとともに、保育料の返還に関して規定した第4条の削除に伴う条の繰り上げを行うものです。

附則といたしまして、施行期日を制度の実施日である令和元年10月1日とし、経過措置として10月分の保育料から適用するものとし、9月分につきましては、従前のとおりとするものです。

以上、議案第40号につきまして提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第40号について説明を終わります。

次に、議案第43号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大郷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

今回の条例改正は、災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除、報告等について災害弔慰金の支給に関する法律及び同法施行令の改正に伴

い、引用条項について所要の改正を行うものでございます。

別紙により御説明申し上げます。

第15条第3項で償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一部償還及び違約金について規定しておりますが、その引用条項について、法第13条は適用条項の変更によるもの、法第14条第1項は条ずれによるもの、法第16条については、町が支払猶予、償還免除の判断のため資産等の報告を求めることができる報告義務条項が新設されたものについて適用するものでございます。また、令第12条は支払猶予についての新規条項を適用するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第43号について、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第43号について説明を終わります。

次に、議案第44号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） それでは、議案第44号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書24ページをごらん願います。

議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
大郷町企業立地促進特別奨励金条例（平成20年大郷町条例第32号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

この条例につきましては、大郷町に事業所を新たに設置する事業者に対しまして用地取得のための奨励金を交付することで、企業立地促進と雇用機会拡大を図ることを目的としているものでございます。

今回の条例改正は、奨励金の交付対象となります事業所の定義について根拠法令の定義の書き出しに合わせたこと、並びに、国の同意を得ました宮城県の各種計画について追加があったことから改正するものでございます。

次ページの別紙をごらん願います。

第2条におきまして、本条例の該当となる事業について、これまでの産業集積の形成に係る集積業種から、根拠法令となります地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法におきまして定義いたします地域経済牽引事業の促進に関する事業に改めるものでございます。

また、地域未来投資促進法に基づき国の同意を得ました宮城県の新規計画として、地域の特性を生かした観光資源を活用し、観光施設などの受け入れ環境整備を推進することで観光産業全体の成長を促進します宮城県観光産業基本計画と、再生可能エネルギー導入の事業化や環境関連企業の立地促進など、地球温暖化対策を初めとした環境負荷の低減と地域経済の発展の両立を目指します宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画が追加されたことから、条例に追加するものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正の提案理由の説明と内容の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第44号について説明を終わります。

次に、議案第45号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 26ページをお開き願います。

議案第45号の提案理由について御説明申し上げます。

議案第45号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について

大郷町上水道事業給水条例（平成10年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

改正理由を御説明いたします。

今回の改正は、令和元年10月1日消費税の税率改正に伴い、大郷町上水道事業給水条例の一部を改正するものです。

また、水道法の改正（令和元年10月1日施行）におきまして、給水工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、新たに給水装置工事事業者の指定の更新制度導入に伴い、必要な更新手数料を追加するものでございます。

次ページの別紙をごらん願います。

条例第36条並びに別表第2備考中につきまして、新たな消費税率に改正するものでございます。また、37条第1項第3号に更新手数料を追加し、それに伴う号ずれを改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和元年10月1日から施行するものとし、経過措置としまして、令和元年10月1日（以下「適用日」という）前から継続して水道を使用している者に係る使用料であって、適用日か

ら令和元年10月31日までの間に初めて額が確定する使用料につきましては、なお従前の例によるものとさせていただきます。

ただいま御説明いたしました議案第45号につきまして、御審議の上、御可決賜るようお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川良彦君） 以上で議案第45号について説明を終わります。

次に、議案第46号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第46号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第46号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度大郷町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,150万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,309万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

それでは、今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、4月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う各種特別会計間の繰出金及び国・県に対する返還金の計上のほか、各種施設の維持補修並びに改修費用、生活環境基盤の整備等に係る所要の事業予算について計上したものであり、主なものは、除融雪業務、町道の側溝整備並びに補修工事、大郷小学校長寿命化計画策定業務、大郷中学校トイレ改修設計業務、海洋センターフェンス更新工事、75歳以上の方を対象としたふれあい号試験運行延長に伴う運行管理業務、10月

からの消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業費や幼児教育無償化に伴う保育所等主食費無償化事業費などがございます。歳入では、町税の固定資産税につきまして、主に太陽光関係の償却資産の増加に伴い2,350万円の増額補正をしております。また、幼児教育無償化などに関連する国・県補助等の特定財源、普通交付税の留保分及び前年度繰越金を計上したほか、公共施設整備基金において財源調整をしたものがございます。

続きまして、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正により、項ごとに内容を説明します。

まず、歳入です。

第1款町税第2項固定資産税2,350万円の増額補正です。太陽光発電施設等の償却資産の増加に伴う増額でございます。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金389万4,000円の増額補正です。県通知による増額でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税3,546万4,000円の増額補正でございます。本年度の普通交付税の交付決定額は12億9,546万4,000円で、前年比277万1,000円の減となっております。

第13款分担金及び負担金第1項負担金776万円の減額補正です。10月からの幼児教育無償化に伴う保育所児童入所費用徴収金の減額でございます。

第14款使用料及び手数料第1項使用料292万5,000円の減額補正です。10月からの幼児教育無償化に伴う幼稚園保育料及び預かり保育料の減額でございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金225万8,000円の増額補正です。自立支援給付費、介護保険低所得者保険料軽減負担金の増などによるものがございます。第2項国庫補助金1,220万6,000円の増額補正です。幼児教育無償化に伴う子どものための教育・保育給付費補助金及びプレミアム付商品券事業費補助金の増などによるものがございます。

第16款県支出金第1項県負担金110万6,000円の増額補正です。自立支援給付費、介護保険低所得者保険料軽減負担金の増などによるものがございます。第2項県補助金847万7,000円の増額補正です。幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援事業費補助金及び農業次世代人材投資事業補助金の増などによるものがございます。第3項委託金25万5,000円の増額補正です。宮城県議会議員選挙執行経費委託金の増によるものがございます。

第18款寄附金第1項寄附金3,000万円の増額補正です。ふるさと応援寄附金の増によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金6,650万円の増額補正です。公共施設整備事業の財源としての公共施設整備基金繰り入れの増によるものでございます。第2項特別会計繰入金571万3,000円の増額補正です。前年度の事業費精算による国保ほか各医療保険特別会計及び宅地分譲事業特別会計からの繰入金の計上でございます。

第20款繰越金第1項繰越金2,007万5,000円の増額補正です。前年度決算による繰越金の計上でございます。

第21款諸収入第3項貸付金元利収入9,049万円の増額補正です。未来づくり事業貸付金の収入の計上でございます。

4ページをごらんください。

第5項雑入3,547万4,000円の増額補正です。プレミアム付商品券販売売上金、消防団員安全装備品整備助成金、ふれあい号登録料などがございます。

第22款町債第1項町債322万2,000円の減額補正です。臨時財政対策債の減額でございます。

歳入補正額合計で3億2,150万5,000円でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費23万円の減額補正です。人件費の調整などがございます。

第2款総務費第1項総務管理費1億6,337万8,000円の増額補正です。人件費の調整、ふるさと納税に関する御礼品の経費、おおさと地域振興公社からの未来づくり事業貸付金等償還に伴う未来づくり基金積み立て、役場庁舎電話交換機設備貸借、側溝整備工事、水路整備工事、ふれあい号試験運行延長に伴う運行管理業務などが主なものでございます。第2項徴税費60万6,000円の増額並びに第3項戸籍住民基本台帳費435万4,000円の減額につきましては、人件費の調整などによるものでございます。第4項選挙費25万5,000円の増額補正です。県議会議員選挙に係る入場券男女表記変更対応業務などによるものでございます。

第3款民生費第1項社会福祉費5,944万8,000円の増額補正です。人件費の調整、プレミアム付商品券発行事業費、扶助費精算に伴う国・県への返還金、利用者増などによる扶助費が主なものでございます。第2項児童福祉費265万4,000円の増額補正です。幼児教育無償化に伴う保育所

等主食費無償化事業費補助金、前年度精算に伴う国・県への返還金が主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費47万8,000円の減額補正です。人件費、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費2,196万6,000円の減額補正です。人件費の調整、鶴田川沿岸土地改良区維持管理工事費補助金、県営事業負担金及び農業集落排水事業特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費625万2,000円の減額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費102万1,000円の増額補正です。人件費の調整によるものでございます。第2項の道路橋梁費8,963万円の増額補正です。除融雪業務、町道補修工事ほか道路関係経費でございます。工事関係の主なものは、山崎不來内線の側溝整備工事、山崎蛭田線側溝整備工事、大松沢貝柄塚線側溝整備工事でございます。第4項住宅費81万円の増額補正です。東沢・田布施団地の石綿含有量調査業務が主なものでございます。第5項都市計画費273万7,000円の増額補正です。下水道事業並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整のほか、勢見ヶ森公園あずまや解体撤去工事、定住促進事業補助金が主なものでございます。

第9款教育費第1項教育総務費225万7,000円の減額補正です。スクールバスのバス停除雪業務のほか、人件費の調整によるものでございます。第2項小学校費488万4,000円の増額補正です。長寿命化計画策定業務、除融雪業務が主なものでございます。第3項中学校費875万3,000円の増額補正です。トイレ改修工事設計業務、除融雪業務が主なものでございます。第4項幼稚園費1571万6,000円の減額補正です。人件費の調整のほか、除融雪業務及び認定こども園移行に伴う備品購入が主なものでございます。

6ページをごらんください。

第5項社会教育費766万3,000円の増額補正です。人件費の調整、海洋センターフェンス改修工事が主なものでございます。第6項保健体育費395万1,000円の減額補正です。人件費の調整、除融雪業務が主なものでございます。

第11款公債費第1項公債費906万2,000円の減額補正です。借入金の利率見直しなどによる元利償還金の調整でございます。

歳出補正額3億2,150万5,000円です。

以上、補正前の予算額47億7,159万2,000円に歳入歳出とも3億2,150万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ50億9,309万7,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正について御説明をいたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加2件でございます。追加事項、期間、限度額の順に御説明をいたします。

1、庁舎電話交換機設備賃貸借、設定期間は令和元年度から令和6年度までで、限度額を1,629万7,000円とするものでございます。役場庁舎の電話交換機設備の更新時期に当たり、5年間の賃貸借契約とするため債務負担行為を設定するものでございます。

2、大郷町児童館及び放課後児童クラブ運営業務、設定期間は令和元年度から令和4年度までで、限度額を9,474万3,000円とするものでございます。現契約の満了に伴いまして、複数年度の契約とするため債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

第3表 地方債補正について説明をいたします。

変更1件でございます。

臨時財政対策債につきまして、発行可能額の確定によりまして限度額を1億1,600万円から1億1,277万8,000円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で議案第46号につきましての提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第46号について説明を終わります。

次に、議案第47号及び議案第49号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第47号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の34ページをお開きください。

議案第47号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,810万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

35ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入では前年度精算に伴う前年度繰越金、歳出では療養給付費国庫負担金等の返還金によるものが主な内容で、財源を基金繰入金で調整したものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金の補正額は394万7,000円の減額で、財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

第6款繰越金1項繰越金の補正額は518万7,000円の増額で、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計124万円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金の補正額は4万9,000円の増額で、前年度精算に伴う国・県支払基金への償還金でございます。同じく第2項繰出金の補正額は119万1,000円の増額で、前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計124万円の増額補正でございます。

補正前の予算額8億5,686万5,000円に歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,810万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第49号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の48ページをお開きください。

議案第49号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算の名称を令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算とし、予算書における年度表記につい

ては平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,387万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

49ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では前年度分の未送金保険料によるものが主なものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第4款繰越金第1項繰越金の補正額は122万4,000円の増額で、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計122万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は103万1,000円の増額で、前年度分の未送金保険料でございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金の補正額は3万1,000円の増額で、前年度分の還付未済額でございます。同じく第2項繰出金の補正額は162万円の増額で、前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計122万4,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額8,264万6,000円に歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,387万円とするものでございます。

議案第47号、第49号につきまして、次ページ以降の事項別明細書をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第47号及び議案第49号について説明を終わり

ます。

次に、議案第48号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第48号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,121万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長

今回の補正予算につきましては、平成30年度の決算に伴う給付費負担金等の返還金並びに一般会計繰入金について計上したもので、歳入につきましては、低所得者保険料軽減改正に伴うもの、前年度繰越金を計上したほか、基金繰入金で財源調整を図ったものとなっております。

それでは、42ページの第1表 歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料373万円の減は、低所得者保険料軽減の改定によるものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金337万7,000円の増は、低所得者保険料軽減分について一般会計から繰り入れするものでございます。同じく第2項基金繰入金517万円は、財源調整のため介護給付費準備基金から繰り入れするものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,699万円の増は、前年度繰越金でございます。

以上歳入補正額の合計が2,180万7,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金1,728万9,000円の増につ

きましては、前年度精算に伴います国・県の負担金及び補助金の返還金でございます。

第7款繰出金第1項繰出金451万8,000円は、前年度精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

歳出補正額合計2,180万7,000円。

以上、補正前の予算額10億5,940万5,000円に歳入歳出それぞれ2,180万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億8,121万2,000円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては以上の内容でございます。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第48号について説明を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 4 8 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第54号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第50号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

55ページをお開き願います。

議案第50号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町下水道事業特別会計予算の名称を令和元年度大郷町下水道事業特別会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,572万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正につきましては、歳入は国庫支出金、繰入金、繰越金、町債の補正、歳出は職員の人件費、工事請負費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金150万円の増額につきましては、下水道マンホールポンプ長寿命化工事に係る社会資本整備総合交付金によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金48万9,000円の増額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金267万8,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものです。

第7款町債第1項町債150万円の増額につきましては、下水道マンホールポンプ長寿命化工事に係る下水道事業債によるものです。

歳入合計で補正額616万7000円を追加し、2億3,572万6,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページをごらんください。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費38万3,000円の増額につきましては、職員の人件費の調整によるものです。第2項下水道建設費585万2,000円の増額につきましては、下水道マンホールポンプ長寿命化工事の実施によるものです。

第2款公債費第1項公債費6万8,000円の減額につきましては、下水道事業債利子償還金の確定によるものです。

歳出合計で補正額616万7,000円を追加し、2億3,572万6,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 地方債補正の変更になります。

起債の目的であります公共下水道事業につきまして、下水道マンホールポンプ長寿命化工事の実施により補正前の限度額を1,500万円から1,650万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上で下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。
続きまして、66ページをお開き願います。

議案第51号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第51号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算の名称を令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,202万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金の補正、歳出は職員の人件費並びに工事請負費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の説明をいたします。

歳入でございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金1,392万9,000円の増額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第6款繰越金第1項繰越金42万3,000円の減額につきましては、前年度の繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額1,350万6,000円を追加し、7,202万8,000円とするも

のです。

次ページでございます。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費30万6,000円の増額につきましては、職員の人件費の調整によるものです。第2項農業集落排水事業建設費1,320万円の増額につきましては、中粕川地区污水管渠布設工事の実施によるものです。

歳出合計で補正額1,350万6,000円を追加し、7,202万8,000円とするものです。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります

続きまして、75ページをお開き願います。

議案第52号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第52号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算の名称を令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,498万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正につきましては、歳入におきましては分担金及び負担金、繰入金、繰越金、歳出は職員の人件費、公債費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の説明をいたします。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金4万4,000円の増額につきましては、滞納繰り越し分の調整によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金34万円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金40万円の増額につきましては、前年度の繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額10万4,000円を追加し、6,498万1,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費14万2,000円の増額につきましては、職員の人件費の調整によるものです。

第2款公債費第1項公債費3万8,000円の減額につきましては、下水道事業債利子償還金の確定によるものです。

歳出合計で補正額10万4,000円を追加し、6,498万1,000円とするものです。

以上で、合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、91ページをお開き願います。

議案第54号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第54号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町水道事業特別会計予算の名称を令和元年度大郷町水道事業特別会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 令和元年度大郷町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度大郷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用を61万3,000円増額し、2億2,566万円とするものです。第1項営業費用同額につきましては、職員の人件費、川内排水池水位計調整弁修繕費の計上によるものです。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億901万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億205万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額695万5,000円で補填するものとする。

支出でございます。

第1款資本的支出を4,388万7,000円増額し、1億4,296万9,000円とするものです。第2項建設改良費同額につきましては、不来内地区の排水管布設替工事、味明地区及び石原地区の水管橋漏水に伴う修繕工事の計上によるものです。

(議会の議決を得なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費につきまして、既決予定額1,243万6,000円を21万3,000円増額し、1,264万9,000円とするものです。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

以上で、水道事業会計の補正予算(第1号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第50号から議案第52号につきましてはそれぞれの事項別明細書、議案第54号につきましては補正予算説明書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第54号について説明を終わります。

次に、議案第53号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) それでは、議案第53号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の84ページをごらん願います。

議案第53号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1

号)

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算の名称を令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,423万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

当会計につきましては、鶉崎地区の恵の丘分譲事業に係る特別会計となるものでございます。

今回の補正予算は、歳入におきましては、前年度決算に伴う繰越金の計上及び一般会計繰入金による財源調整と恵の丘売り払い収入額の実績に伴う補正を図ったものとなります。

歳出におきましては、恵の丘売り払い収入額の補正に伴い、一般会計繰出金を減額計上したものとなります。

なお、恵の丘につきましては、全20区画のうち、平成30年度に16区画、今年度に入って2区画の申し込みがあり、現在は残り2区画となっております。

それでは、85ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、1款繰入金1項他会計繰入金の補正金額は10万9,000円の減額で、繰越金額の確定に伴いまして減額して調整したものになります。

2款繰越金1項繰越金の補正金額は10万9,000円の増額で、前年度繰越金額の確定によるものです。

3款財産収入1項財産売払収入の補正金額は15万5,000円の減額です。これは恵の丘の分譲におきまして、当初予算計上時には30年度で契約を進めていた物件のうち申し込み撤回が1件あったこと、また、別の物件

1 件で契約が成立したことから、今年度に残った区画に合わせて収入額を補正するものでございます。

歳入補正額合計は15万5,000円の減額です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1 款宅地分譲事業費 1 項宅地分譲事業費の補正金額は15万5,000円の減額で、歳入の財産売払収入の減額に合わせて同額を一般会計繰出金から減額するものです。

歳出補正額合計は15万5,000円の減額となります。

以上、補正前の予算額1,438万5,000円から歳入歳出とも15万5,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1,423万円とするものです。

宅地分譲事業特別会計補正予算についての説明は以上となります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第53号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 3 7 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員